

指定管理者申請要項

1 施設の目的

(1) 施設の設置目的

市街地における駐車場需要に応じ、交通事故や交通渋滞の原因となる違法駐車削減を図るとともに、多くの市民に利用される地域に根ざした商店街づくりを目指し、来街者の利便性の向上、並びに政所商店街の振興を図る。

(2) 事業者等に求める施設の管理運営や方向性

政所商店街周辺における違法駐車削減、及び来街者の利便性の向上、政所商店街の振興を図るため、次の方策を行う。

- ①施設の開閉（鍵の開錠・施錠）、迷惑駐車排除を厳に行い、来街利用者の利便性を高める。
- ②駐車場の清掃等を徹底し、利用者の安全、利用促進に努める。

2 施設の概要

(1) 施設の名称

周南市政所駐車場

(2) 施設の所在地

周南市政所三丁目15番1～5、15～16

(3) 施設の沿革

平成20年5月1日に設置し、指定管理者制度を導入。

(4) 施設規模

敷地面積：1,259.37㎡

(5) 休日・運営時間

休日：無し

運営時間：9時～22時

3 申請書受付期間

令和2年10月19日（月）～10月23日（金）の午後5時15分までに必着（郵送可）

4 質問の受け付け等

申請要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付ける。

(1) 受付期間

令和2年10月14日（水）～10月16日（金）の午後5時15分まで

(2) 受付方法

質問票（別紙1）に記入のうえ、提出。FAXまたは電子メールでの提出も可。

(3) 回答方法

令和2年10月14日（水）～10月16日（金）にFAXで回答。

5 管理の条件

(1) 応募資格

ア 周南市内に事務所を置く法人または団体

イ 法人または団体で、施設管理業務が可能で、駐車場の管理運営に関する活動、知識、経験及び熱意があること。

ウ 法人若しくは団体またはその代表者が、次に該当する場合は応募できない。

・法律行為を行う能力を有しない場合

・破産者であって復権を得ない場合

・地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により、周南市における一般競争入札等の参加を制限されている場合

・申請書受付期間の初日前2年間で、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある場合

・申請書受付期間の初日前2年間で、指定管理者の指定の手続において、その公正な手続を妨げた場合または公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した場合

・国税、県税または市税を滞納している場合

・暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。）またはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）

若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある法人等である場合

(2) 指定管理者が行なう業務 ※別紙「仕様書」を参照

ア 駐車場の管理運営に関する業務

イ 駐車場の使用及び制限に関する業務

ウ 駐車場及び附属設備の維持管理に関する業務

(3) 利用料金制度

無料駐車場のため、利用料金制度は無し。

(4) 関係法令の遵守等

- ア 関係法令及び条例の規定を遵守すること
- イ 施設設備及び物品の維持管理を適切に行うこと
- ウ 施設の運営に関して、必要な情報公開を積極的に行なうことにより、市民、利用者の信頼を得る努力をすること（情報公開取扱要綱を定める等、必要な措置を講ずることをいう）
- エ 業務に関連して取得した利用者等の個人に関する情報を適切に取り扱うこと（個人情報取扱要綱を定める等、必要な措置を講ずることをいう）
管理の基準に関する細目的事項は、協議のうえ協定で定める。

(5) 自主事業

定められた指定管理業務に支障の出ない範囲で、指定管理者は自ら企画した業務を行うことができる。

※自主事業を行う場合には、事前に市の承認が必要。また、自主事業に係る費用については、すべて指定管理者の負担とする。

(6) 指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（5年間）

(7) 指定管理料

施設の管理（運営）に要する経費に充てるため、周南市は指定管理者に対し指定管理期間に次の金額を上限として指定管理料を支払う。

指定管理料上限額（5年間）4,230,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

- ア 申請時に、収支計画書等で明記すること。
- イ 年度予算の範囲内において、年度ごとの個別協定により決定し、年に1回一括で支払う。（協定は、指定の期間を通した基本協定と年度ごとの個別協定の2種類締結する）細目的事項については、協議のうえ協定で定める。
- ウ 法人格のない団体であっても指定管理者となることで、法人税等の納税義務者となる場合がある。

(8) リスク分担等に関する事項

- ア 指定管理者の責めに帰すべき事由により、適正な施設の管理運営が困難となった場合、またはそのおそれが生じた場合は、周南市は、指定管理者に対して改善勧告を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができる。この場合において、指定管理者

が当該期間内に改善することができなかつたときには、周南市は、指定管理者の指定を取り消すことができる。

イ 指定管理者の財務状況が著しく悪化し、指定に基づく施設の管理運営の継続が困難と認められる場合は、周南市は、指定管理者の指定を取り消すことができる。

ウ アまたはイにより指定管理者の指定を取り消された場合には、指定管理者は周南市に生じた損害を賠償しなければならない。

エ 管理業務に関するリスク分担については、別途協定で定めるが、基本方針は以下のとおりである。

種類	負担者	
	周南市	指定管理者
物価変動		○
金利変動		○
周辺地域住民、施設利用者への対応		○
法令の変更	○	○
税制の変更	○	○
政治、行政的理由による事業変更	○	
不可抗力	○※別途協議	
書類の誤り	○	○
資金調達	○	○
施設・設備の損傷	○	○
資料等の損傷	○	○
第三者への賠償	○	○
セキュリティ		○
事業終了後の費用		○

※両方該当するものは、ケースにより異なる負担者の設定が必要な場合。

※細目的事項については、協議のうえ協定で定める。

(9) 事業報告について

毎年度終了後60日以内（指定管理者の指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して60日以内）に、周南市の指定する様式またはその要件を満たす書類によりその年度の管理の業務に関する事業報告を行うこと。

(10) 指定管理者評価制度について

条例や協定に基づく適切なサービスの実施、業務改善による管理運営の適正化を図ること等を目的として、指定管理者の評価を実施する。

(11) 公共施設の再配置について

周南市では、行財政改革をより積極的に推進するため、指定管理期間中に施設を廃止することがある。その場合において、周南市は、事前に指定管理者と協議を行う。

6 申請の手続等

(1) 提出先

周南市岐山通1-1 産業振興部商工振興課

電話番号：0834-22-8373

FAX番号：0834-22-8357

(2) 提出書類

- ア 指定管理者の指定申請書（周南市指定の様式またはその要件を満たす書類）
- イ 法人登記事項証明書
- ウ 印鑑証明書（法人であれば法人代表者として登録されたもの、法人でない団体であればその代表者のもの）
- エ 最近1年間の法人または団体の国税、県税及び市税の納税証明書並びにその代表者の国税、県税及び市税の納税証明書
- オ 定款、寄附行為、規約またはこれらに類する書類
- カ 法人または団体の概要を示す書類
 - ・沿革や実績を示す書類
 - ・代表者の履歴書
 - ・役員の構成及び氏名を証する書類
 - ・組織及び運営に関する事項を記載した書類
 - ・決算関係書類または決算見込みを説明する書類
 - ・予算関係書類（事業計画書、収支予算書）
- キ 指定の申請に関する意思の決定を証する書類
- ク 施設の事業計画書

※作成に当たっては、「提出書類作成要領（別紙2）」を参照すること。

周南市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがある。

申請者は、正本1部、イ、ウ、エ、オ及びキを除き、写しを6部提出すること。

（6部は、選定委員会構成員の予定人数分）

(3) 著作権の帰属等

事業計画書等の著作権は、申請者に帰属する。ただし、周南市は、指定管理者の選定、決定、公表その他必要な場合には、事業計画書等の内容を無償で使用できるものとする。また、提出された書類については、周南市情報公開条例（平成16年周南市条例第36号）の規定により不開示とすべき箇所を除き、開示されることがある。なお、提出された書類は理由のいかんにかかわらず返却しない。

(4) 費用の負担

申請に要する経費は、申請者の負担とする。

7 審査項目・配点

指定管理者の選定に当たっては、1次審査（書類審査）及び2次審査（プレゼンテーション審査）において、以下の選定基準に基づいて審査を行う。

【審査項目】

配点	1次審査			2次審査
	絶対的条件 (20点)	経営能力 (65点)	事業計画書 (115点)	プレゼンテーション (150点)
審査項目	<ul style="list-style-type: none">応募資格管理運営基本方針	<ul style="list-style-type: none">経営能力専門性規則・規定の整備情報公開・個人情報保護サービス向上稼働率、利用者の向上危機管理災害時対応	<ul style="list-style-type: none">施設目的理解度目標管理運営理念施設振興方策地域連携・支援運営提案適正な業務委託職員採用・配置人材育成・研修計画ICT対応円滑な施設運営利用者要望・意見集約予算・収支計画実施計画書施設使用対応	<ul style="list-style-type: none">施設の設置目的の理解目標管理公共性の担保独自の工夫によるサービスの向上施設管理モニタリング収支計画

※1次審査及び2次審査の得点が、それぞれ総得点の100分の60以上を満たすこと

8 選定結果の公表

選定結果は、指定管理者候補者の決定後、周南市公式ホームページで公表する。

【公表事項】

- (1) 申請要項
- (2) 周南市指定管理者候補者選定審査会設置要領
- (3) 選定結果（候補者の名称、評価点（合計点及び審査項目点）、選定理由）

9 指定管理者の指定手続

- (1) 1次審査（書類審査） 令和2年10月

申請者には、結果を通知

- (2) 2次審査（プレゼンテーション審査） 令和2年10月下旬予定

(3) 指定管理者の候補者の選定

(4) 結果通知

2次審査の結果を通知

(5) 指定管理者の指定

周南市議会による指定の議決を経て、指定通知書により通知

(6) 指定の期間を通じた基本協定を締結

(7) 各年度当初予算議決後、年度ごとの個別協定を締結

(8) 保証金について

この協定の保証金については、周南市契約事務規則（平成15年周南市規則第51号）第48条の規定を準用する（免除については同条第2項の規定を準用）

10 指定管理者の公表

指定管理者の指定は、周南市公告式条例の規定により公告し、かつ本庁及び各総合支所の情報公開・個人情報保護の窓口に掲げ置く。また、周南市広報及び周南市公式ホームページに掲載する。

(別表)

今後の主なスケジュール

日 付	内 容
令和2年10月14日(水)～10月16日(金)	質問事項受付期間
令和2年10月14日(水)～10月16日(金)	質問事項回答
令和2年10月19日(月)～10月23日(金)	申請書受付期間
令和2年10月下旬(予定)	1次審査の実施
令和2年10月下旬(予定)	2次審査(プレゼンテーション)の実施
令和2年12月議会(予定)	指定管理者の議決
令和2年12月下旬(予定)	指定管理者の指定

(別紙1)

質 問 票

周南市長 様

団体名 _____

担当者名 _____

連絡先 (電 話) _____

(FAX) _____

質 問 項 目	質 問 内 容

(別紙2)

提出書類作成要領

1 指定管理者指定申請書

周南市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（平成17年周南市規則第31号。以下「規則」という）別記様式第1号の指定管理者指定申請書またはその要件を満たす書類

2 法人登記事項証明書及び印鑑証明書（法人であれば法人代表者として登録されたもの、法人でない団体であればその代表者のもの）並びに最近1年間の法人または団体の国税、県税及び市税の納税証明書並びにその代表者の国税、県税及び市税の納税証明書

申請日前3箇月以内に交付されたものを提出すること

3 定款、寄附行為、規約またはこれに類する書類

申請日現在のものを提出すること

4 法人または団体の概要を示す書類

(1) 沿革・実績を示す書類

パンフレット等

(2) 代表者の履歴書と役員構成及び氏名を証する書類

(3) 組織及び運営に関する事項を記載した書類

ア 就業規則、経理規程、給与規程その他法人の諸規程類

イ 情報公開、個人情報保護に関して

・情報公開、個人情報保護に関する規程の写しまたは基本的考え方と規程を作成する予定年月

・取組実績（苦情解決等）

ウ サービス自己評価等への取組状況または考え方を示す書類

エ 防災体制、施設内事故が発生した場合の対応方法等危機管理に対する考え方を示す書類

(4) 決算関係書類または決算見込みを説明する書類

ア 会計年度が半年を過ぎていない場合は、過去2年度に係る事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書

イ 会計年度が既に半年を過ぎている場合は、前年度に係る事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書と今年度のこれらに類する書類

ウ 過去5年間で法令に基づく監査の結果及び指導事項等に対する対応状況等に関する書類があれば、その書類

(5) 予算関係書類

- ア 会計年度が半年を過ぎていない場合は、今年度に係る事業計画書、収支予算書
- イ 会計年度が既に半年を過ぎている場合は、来年度に係る事業計画書、収支予算書

5 指定の申請に関する意思の決定を証する書類

指定管理者として指定の申請を行うことに係る意思決定機関の議決であることを記した書類
(代表者による原本証明を行うこと)

6 施設の事業計画書（規則別記様式第2号の事業計画書またはその要件を満たす書類）

以下の項目について記載すること

- (1) 周南市の条例等の規定による施設の目的についての認識、考え方
- (2) 運営の理念
- (3) 施設目的及び活動の振興方策
- (4) この施設を中心とした地域活動支援方策
- (5) 今後の運営に当たっての提案等
- (6) 運営に当たっての目標
- (7) 職員採用、配置の考え方
 - ア 指揮、命令系統を示した組織図（配置職員数と業務内容もわかるようにすること）
 - イ 平日、土曜日、日曜日及び休日の職員配置を示す書類
- (8) 人材育成、研修計画
- (9) 高度情報化社会への対応（IT化への対応）方策
- (10) 円滑な施設運営についての考え方（質の高い利用者サービスを確保しつつ、円滑な運営を行うための提案等）
- (11) 利用者からの要望、意見（苦情を含む）の集約方法、実施方法及び体制
- (12) 委託予定業務（再委託を予定している業務内容、委託する理由、選定方法、受託者への指導体制）
- (13) 年度ごとの施設管理及び事業運営経費の収支計画書（周南市が指定管理料として支払う部分については必要上限額を参考）
 - 自然災害その他公の施設としての占用使用または老朽化等の原因により使用不能になったときの対応も明記すること
 - 委託予定業務がある場合は、項目と金額を明記すること
- (14) 指定管理業務を実施するに当たり必要な準備業務に係る実施計画